

泉野地区地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (2025年度)
目標年度	令和17年度(2035年度)
市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)
地域名 (地域内農業集落名)	泉野地区 (槻木集落、中道集落、小屋場集落、大日影集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	259.05 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	259.05 ha
② 田の面積	194.34 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	64.71 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻栽培や中山間地域を活用したそばや花き等の施設園芸が発展した。また、集落営農組織の活動は、営農の発展に寄与している。
しかしながら、近年では農業者の担い手不足と農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念される状況である。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるには、新規就農者の確保・育成を図りつつ、農業法人、集落営農組織や兼業農家等も交えること及び地区外からの農業者呼び込み仕組みづくりが課題である。
今後は、分散する担い手の農地を集約化方法を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の主な作物(上記記載)について、JA・市協力のもと、指導・技術提供をはじめ定期的な情報提供を周知しながら、地域にあった野菜等の提案を行う。
また、農地を有効活用するため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20.3	%	将来の目標とする集積率
			50 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

泉野地区地域計画目標地図内での認定農業者、認定新規就農者、法人等耕作者数は、29件、耕作面積46.6ha(令和6年度時点)認定農業者、認定新規就農者、法人等へ集約化を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、法人等の担い手への農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

地域内で農作業の効率化を図るため水稻苗生産作業の作業はJAへ委託するとともに、それ以外の水稻刈取作業は集落営農組織等へ委託する。また、転作作物の一つであるそばの刈取作業は、そば協議会に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①シカの被害が拡大しないよう防止柵を設置・管理するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③農薬散布にドローンや用水管理を自動化する等についてJAや市と連携し地区内で連携して進める。
- ④そば(畑作物)が連続して作付けられている農地は畑地化を進める。
- ⑤いちご、ブルーベリーの生産を地区内で推進する。
- ⑦保全・管理について、現在実施している日本型直接支払交付金の活用の活用の拡大を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。